

垂水市社会福祉法人指導監査実施要領細則

1 趣旨

この細則は、社会福祉法人（以下「法人」という。）指導監査実施要領（以下「実施要領」という。）の10に基づき、同要領の具体的な運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 法人指導監査の緩和について

実施要領6の(1)のアの(ア)により実地指導監査を2年に1回する法人のうち、同6の(1)のアの(イ)（以下この項において「(6-1-ア-イ)」という。）により実地指導監査を4年に1回とする場合の取扱いについては、次によることとする。

(1) (6-1-ア-イ)における「外部監査を活用した場合」とは、次のいずれにも該当すると認められる場合とする。

ア 外部監査の範囲は、次のとおりとする。ただし、いずれの場合も外部監査の実施者が法人の会計基準及び関係通知等に精通しており、かつ、当該監査報告書が実施者の職業上の責任において正式に作成されたものであることを要する。

(ア) 現に当該法人の運営に関与せず、かつ、当該法人と業務上の契約関係を有さない公認会計士又は監査法人が行う財務書類（計算書類）の監査

(イ) 現に当該法人の運営に関与せず、かつ、当該法人と業務上の契約関係を有さない公認会計士、監査法人又は税理士が行う会計管理体制の整備状況等の点検

イ 外部監査に関する報告書が本市に提出されていること。

なお、財務状況等について重大な問題点等があると指摘された場合は、法人から改善報告書又は改善計画書が本市に提出されていること。

(2) (6-1-ア-イ)における「当該法人において苦情解決への取組が適切に行われて」いるとは、当該法人が経営している施設等を含むものとし、次のいずれにも該当すると認められる場合とする。

ア 相談・苦情解決処理体制（実施要領、受付窓口・担当者、責任者、第三者委員等）が整備されていること。

イ 利用者又は家族等に、相談・苦情解決処理体制の周知が図られていること。

ウ 相談・苦情の受付や処理に関する記録簿が整備され、受付から解決処理

に至る過程が明らかにされていること。

エ 相談・苦情に対し、速やかな対応・措置がなされ、申出者に対し適切な説明がなされていること。

(3) (6-1-ア-イ)の a における「福祉サービス第三者評価事業の受審」に関し、複数の施設を経営する法人が一部施設についてのみ受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して判断する。

また、結果についての公表は、県のホームページ上における公表を基準とする。

(4) (6-1-ア-イ)の b における「ISO9001の認証取得」に関し、複数の施設を経営する法人が一部施設についてのみ認証を取得している場合は、法人全体の取得状況を勘案して判断する。

(5) (6-1-ア-イ)の c における「地域社会に開かれた事業運営が行われている」に関し、以下のア又はイが行われていることを勘案して判断する。

ア 福祉関係養成校等の研修生又は介護相談員の受入れについて、毎年度行われていること。

なお、福祉関係養成校等の研修生の受入れについては、基本姿勢が明示され、受入体制が整備されていること又は効果的なプログラムを用意しているなど育成について積極的に取り組んでいること。

イ ボランティア受入れ、施設内あるいは地域行事の機会を通じ、地域の福祉関係者又は市民団体等との積極的な交流が行われていること。

なお、これらについては、ボランティアの受入れについて基本姿勢が明示され、受入体制が整備されていること、利用者及び地域との交流を広げるための地域への働きかけ又は、施設等の機能を地域に開放する取組を積極的に行っていること。

(6) (6-1-ア-イ)の b における「地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取組」とは、法人が制度外の地域のニーズを把握し、公益的な事業・活動が実施されていることを勘案して判断する。

(7) (6-1-ア-イ)により実地指導監査を4年に1回の取扱いとすることとした法人については、外部監査若しくは福祉サービス第三者評価事業を受審した年度又はISO9001の認証を取得した年度(以下「基準年度」という。)の前年度に法人の指導監査を実施した法人にあっては、基準年度から起算して3年目の年度まで、基準年度の前年度に法人の指導監査を実施していない法人にあっては、基準年度から起算して2年目の年度まで、法人の指導監査を行わないこととする。ただし、基準年度に法人の指導監査を実施

した場合は、基準年度から起算して4年目の年度まで、法人の指導監査を行わないこととする。

なお、この期間内であっても、法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていること又は、良質かつ適切な福祉サービスを提供されていることなどの要件に反する事実等が認められるに至った場合は、当該取扱いは中止するものとする。

- (8) (7)の判断に当たっては、県が実施する社会福祉施設等の指導監査状況も考慮することとする。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。